

## 平成 19 年度税制改正に関する要望

東京商工会議所

2011 年度までの基礎的財政収支の黒字化にむけて、政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(骨太の方針 2006)で示した徹底的な歳出削減を着実に実行すべきである。このような徹底的な歳出削減に加え、極力高い経済成長の達成を通じた税の自然増収により、この目標は達成可能である。そのため、消費税率の引上げ等、安易な増税に頼ることなく、「経済の成長なくして財政再建はあり得ない」ということを肝に銘じ、バランスのとれた経済財政運営を行うことが肝要である。

今後、少子化が進むなかで日本の経済が活力を維持していくためには、成長著しいアジア等のダイナミズムを取り込んだ高めの経済成長を目指す必要があり、わが国企業の国際競争力強化に向けた取り組みが不可欠である。そのため、平成 19 年度税制改正においては第一に企業の競争力強化という視点が重要であり、法人実効税率の引き下げをはじめ、減価償却制度の見直し、金融所得一体課税の実現など、戦略的な制度改正が必要である。

一方、国内を主たる活動拠点とする中小企業や地域経済は、依然として昨今の景気拡大の実感に乏しい。好調な一部企業の業績だけに目を奪われることなく、日本経済全体への目配りが必要である。中小企業や地域経済が自らの資源や創意工夫により自立的な回復軌道に復帰し、景気拡大の恩恵があまねく波及するよう、税制上の支援策を講じることが今回の税制改正に求められる 2 つめの視点である。具体的には、留保金課税や役員給与の損金算入制限措置の廃止は言うまでもなく、エンジェル税制や中小企業等基盤強化税制の延長拡充、包括的な事業承継税制の一日も早い確立、あるいは事業用資産の買い換え特例や都市・地域再生事業に係る税制の延長が望まれる。

税制は、広く民間の経済活動の有り様を規定し、社会構造の形成に大きな影響を及ぼす側面を持つ。そのため、少子高齢化や人口減少などの経済社会の変化に対応した個人所得税のあり方や新しい会社法に対応した税制などは極めて重要な論点である。さらに税は公的サービスを賄うための費用を国民に広く公平に求める仕組みでなければならない。経済社会が変化するなかで、税制が徴税側、納税側双方にとって、より信頼性が高く、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた仕組みであり続けるよう税務行政面からの環境整備に取り組んでいくことも、税制の中身の議論と同様に極めて重要である。平成 19 年度改正ではこのような経済社会の変化も視野に入れた税制の見直しが必要である。

以上の 3 つの観点から、東京商工会議所は平成 19 年度税制改正において、下記の諸点を実現するよう要望する。

## **1. 企業の競争力強化**

### **(1) 法人実効税率の引き下げと軽減税率の適用所得金額の引き上げ**

わが国の法人税の実効税率(現行 40.69%)は、数次にわたる見直しによりほぼ欧米の水準に近づいたものの、アジア諸国と比較すると依然として高い水準にある。産業の空洞化を防ぐためにも、更なる法人実効税率の引き下げを行うべきである。

また、中小企業の負担軽減のため、法人税の中小企業軽減税率(現行 22%)を引き下げるとともに、昭和 56 年以来据え置かれている適用所得金額(現行 800 万円)を引き上げるべきである。

### **(2) 減価償却制度の抜本的な見直し**

企業の投資意欲を促し経済を活性化するとともに、わが国の国際競争力を維持、強化していくために、減価償却制度の見直しが必要である。例えば技術革新の進展が著しい昨今、現行の法定耐用年数では償却途中で設備更新を余儀なくされる例があり、実情に応じた見直しが必要である。さらに主要国では取得額の全額が損金計上可能であるのに対して、わが国では 95%までしか損金計上が認められておらず、国際競争上、わが国企業は不利な状況にある。

以上のことから、減価償却制度に関して、以下の 2 点について要望する。

イ. 資本設備の導入や設備更新を促進するため、資本設備の法定耐用年数の短縮化を図ること。

ロ. 残存価額(現行 10%)を廃止するとともに、償却可能限度額(現行 95%)については備忘価額を残して全額を償却できるよう改めること。

なお、企業会計基準委員会は、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理を廃止する方向でリース会計基準の改定作業を進めているが、それに伴いリース取引の税務上のメリットがなくなることが懸念されている。リース会計基準の見直しに伴う税務上の取扱いについては、リースを活用している企業への影響が最小限に留まるよう十分な配慮を行うべきである。

### **(3) 金融所得課税の一体化**

上場株式等の譲渡益課税の軽減措置(平成 19 年末まで)や公募株式投資信託の譲渡益課税の軽減措置(平成 19 年度末まで)等が期限切れを迎えるが、「貯蓄から投資へ」という流れを促すため、これを機に金融所得の一体課税の導入に踏み切るべきであり、その仕組みは次のとおりとすべきである。

イ. 税率は「上場株式等の譲渡益課税の軽減措置」における優遇税率に相当する 10%程度とする。

ロ. 非上場企業やベンチャー企業などへの資金供給の円滑化を図る観点から、損益通算の対象として上場株式のみならず非上場株式やベンチャー株式も含める。

ハ. 金融商品間で通算した結果、損失が残る場合、現行の上場株式等の譲渡損と

同様に3年ないしは5年程度の繰越を認めるか、または給与所得や事業所得など他所得との通算を認める。

二、金融所得の一体課税に伴う選択的納税者番号制度については、将来すべての納税者を対象にした番号制度への移行も想定した仕組みとする。

#### **(4) 環境税の導入反対**

京都議定書が発効し、わが国の温室効果ガス排出量が基準年比で増えている状況にあるため、目標達成は非常に困難を伴うことになる。目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革が求められることから、政府は、国民に目標達成計画を十分説明し、理解を求める必要がある。温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、「環境と経済の両立」という大原則のもとで、国、自治体、企業、市民などすべての主体が、それぞれの立場で積極的に促進していく必要がある。環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

## **2. 中小企業や地域経済への支援**

#### **(1) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の抜本的な見直し**

平成18年度税制改正において、新たに導入されることとなった本措置は、会社法施行により個人事業者が容易に法人化することができるようになったことを受け、節税目的の法人成りを防ぐ観点から導入された。

しかし従業員規模、業歴とも十分に備えた一般的な同族会社も対象になる可能性が高く、対象から外れるために株式譲渡や役員構成の変更を安易に行うことは、経営上のリスクを増大させることにもなりかねない。さらに給与所得控除という個人所得税の概念を法人税に持ち込んだ点、創業支援という会社法の理念と矛盾している点など、本措置にはいくつもの問題点がある。

このようなことから、当所としては、本措置について廃止を含めその大幅な見直しを求める。

#### **(2) 留保金課税の廃止**

平成18年度税制改正では、同族要件の緩和や留保控除額の拡大など留保金課税の抜本的見直しが行われ、課税対象から外れる企業が拡大した。しかし、平成18年度与党税制改正大綱の検討事項において、そのあり方について今後とも検討を行う旨が明記されている。

そもそも留保金課税は、企業の資本蓄積を抑制し自己資本充実に向けた努力を阻害するものであり、法人税と所得税の最高税率の格差が大幅に縮小した現在、制度そのものの存在意義はすでに失われている。以上のことから、中小同族会社に対する留保金課税は廃止すべきである。

### （３）事業承継に係る税制

#### ①包括的な事業承継税制の確立

事業用資産に対する課税については、累次の税制改正により徐々に改善されているものの、いまだ欧州諸国のように、事業の継続性の観点から事業用資産を一般の財産と区別して課税するような仕組みにはなっていない。事業用資産は、企業が継続的に活動していくための重要な基盤であり、そこに課税することは、経営の承継による事業の継続・発展を阻害し、長い間に亘り築き上げてきた経営ノウハウや技術、雇用機会を喪失させるなど、わが国経済にとっても大きなマイナスである。

このため、現行の相続税の課税理念を見直し、事業用資産については、事業を継続することを前提として非課税とすべきであり、まずは、後継者が非上場の自社株式を保有している間は、相続税の課税を猶予（売却した場合には、その段階で課税）するなど、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すべきである。

#### ②種類株式の評価方法の明確化

今般の会社法施行により、会社の運営についての自由度が高まり、会社や経営の実態に合わせた手法が取りやすくなった。特に完全無議決権株式や譲渡制限株式等の種類株式の活用が容易となり、会社の経営権を維持したまま、会社の株式により資産分与を図るなど、中小企業の円滑な事業承継に向けた活用が期待される場所である。しかしながら、現在のところ、種類株式に関する評価方法が明確になっていないことから、種類株式を活用しようとしても、相続の際の株式評価額を予見することが困難であり、その活用の阻害要因となっている。

このため、予測可能性や透明性を高める観点から、財産評価基本通達における種類株式の評価方法を明確化すべきである。

#### ③相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和と非課税枠の拡大

平成15年度税制改正において創設された「相続時精算課税制度」は、高齢者から若年層への生前贈与を促進することに主眼が置かれていたが、本制度を活用し非上場株式等の事業用資産を計画的に生前贈与することは事業承継の円滑化にも資するものであるものの、本制度選択者の中で非上場株式の贈与者の割合は数パーセントにとどまっており、事業承継目的で十分に活用されているとは言えない。

円滑な事業承継を促進する観点はもとより、意欲と能力を有する後継者による大胆な経営革新を通じた企業の発展ならびに経済の活性化を図るためには、早い時期から事業承継を意識し十分な準備を計画的に進める必要があるが、本制度においては、贈与者の年齢要件（65歳以上）や非課税枠（2,500万円）等の条件が設定されており、事業承継を促進する制度としては不十分である。

このため、これら贈与者の年齢要件の緩和や非課税枠の大幅な拡大等の見直しを行うべきである。

#### ④取引相場のない株式の評価方法の改善

取引相場のない株式の評価については、平成12年度税制改正において、類似業種比準価額方式による評価方法について収益性が加味された結果、一部の収益性の高い企業において、かえって株式評価額が上昇してしまう結果が見られる。自助努力等による事業拡大に伴い収益が拡大するほど、換金性がないにもかかわらず、株価だけが低い評価を受けそこに課税されることは、事業者の意欲を阻害する要因となっている。特に後継者は、生前から被相続人の右腕として事業の発展に貢献している場合が少なくないが、後継者が努力をするほど、現行制度においては、結果的に相続時の税負担が大きくなってしまう。こうした企業や後継者のやる気を削ぐことのないよう、取引相場のない株式の評価方法を見直すべきである。

また、取引相場のない株式については、評価の不安定性を踏まえ、会社の規模により斟酌率に格差を設けて評価を行っているが、企業経営が多様化している今日、会社の規模により、その会社の評価に伴う各種リスクの大小を判断する必然性は存在しない。このため、類似業種比準価額方式における斟酌率について、大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5と会社の規模により異なる現状を改め、一律0.5にあわせるべきである。

#### (4) エンジェル税制の延長・拡充

新産業の創出はわが国経済の活力を維持・強化していくためには不可欠であり、そのためには、資金力に乏しいベンチャー企業や新規創業に対する個人投資家の投資意欲の向上や投資リスクの軽減が必要である。このような観点から、平成9年度改正によりエンジェル税制が創設され、その後の累次の拡充により利用実績が年々増加しているが、今後も引き続きエンジェル税制全体のさらなる拡充が必要である。

そこで平成19年度改正においては、平成18年度末で期限切れとなる「株式譲渡益の圧縮特例」（ベンチャー企業株式の譲渡益を1/2に圧縮する措置）の適用期限を延長するとともに、エンジェル税制全体のさらなる拡充を行うべきである。

#### (5) 中小企業等基盤強化税制の延長

中小企業等基盤強化税制は、中小企業投資促進税制とともに、中小企業の設備導入を促す上で重要な役割を果たしているが、平成18年度末で適用期限を迎える。本制度は、中小企業投資促進税制と対象となる業種や機械・装置の品目、あるいは器具・備品の価額要件など重複する部分が多く、制度創設の目的も類似している。このことから、中小企業等基盤強化税制は中小企業投資促進税制と統合して存続するべきである。

#### (6) 費用性の明らかな交際費の全額損金算入

交際費課税については、平成18年度税制改正において、一人当たり5,000円以下の飲食費を損金算入できる措置が新たに講じられるとともに、中小企業に対する交際費の損金算入の特例の延長が行われた。

しかしながら、企業において社会通念上必要な費用や業績拡張に資する透明性の高い費用については、企業経営の実態に即した税務処理を認めるべきであり、事業遂行上必要かつ合理的な支出である交際費は損金算入を認めるべきである。

以上のことから、交際費は全額損金算入とする法人税法本来の制度にもどすべきであり、少なくとも損金算入枠の大幅な拡充を行うべきである。

## **(7) 土地・住宅関連税制**

### **①事業用資産の買換え特例等の延長**

長期に所有する土地を事業用資産に買い換える際に課税繰延が認められる「長期所有土地等から土地・建物等への事業用資産の買換え特例」（平成 18 年末で期限切れ）は、企業経営を機動的に行う上で有効であり、資産の流動化・有効利用にも資することから延長するべきである。

また、個人消費の本格的な回復が待たれるなか、円滑な住み替えを引続き支援する観点から、居住用財産の買換え時に譲渡損失が発生した個人や、持家から賃貸へ住み替えても住宅借入が残る個人の税負担を軽減することは依然として必要である。そこで「特定の居住用財産の買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例」及び「特定居住用財産を譲渡した場合の損益通算・繰越控除の特例」（ともに平成 18 年末で期限切れ）は、ともに適用期限を延長するべきである。

### **②都市・地域再生事業に係る特例の延長**

都市再生特別措置法の施行(平成 14 年)以来、全国 64 地域が「都市再生緊急整備地域」に指定され、22 の民間都市再生事業計画が進行している。首都圏においては、2016 年の東京オリンピック招致の気運も高まりつつあり、首都東京の都市再生は景気対策の視点を超えて、わが国の将来の経済発展、国際的プレゼンスの確保という観点からも継続して取り組むべき課題となっている。

以上のことから、都市再生特別措置法の民間都市再生事業計画の認定制度の期限(平成 18 年度末)を延長するとともに、民間都市再生事業及び民間都市再生整備事業に係る税制上の特例措置の適用期限(平成 18 年度末)を延長するべきである。

### **③家屋および償却資産に係る固定資産税の見直し**

家屋に係る固定資産税の評価額は、現行制度では再建築価格方式によって算定されている。しかしながら、建築後の年数が経過しても一向に評価額が下がらない建物があるなどの問題点がある。評価の適正化、有効利用促進の観点から、固定資産税に係る家屋(建物)の評価方法を抜本的に見直すべきである。

また、法人税の減価償却制度の見直しを機に、償却資産にかかる固定資産税についても償却可能限度額については備忘価格を残して全額を償却できるようにするべきである。さらに、諸外国において償却資産に固定資産税を賦課している例はなく、最終的には廃止も含めた見直しが必要である。

#### ④事業所税の廃止

事業所税は、都市の集積の利益を求めて企業等が都市に集中することに伴って各種の財政需要が増加することに鑑み、都市の行政サービスと所在する事業所との受益関係に着目して課税する目的税である。しかし、応益課税という観点からは固定資産税等との二重負担であり、特に産業及び人口集積度の高い都市部に立地する企業にとって不当な負担となっていることから、廃止するべきである。

### 3. 経済社会の変化への対応

#### (1) 児童税額控除の創設と所得控除の見直し

##### ①児童税額控除の創設

昨年、ついにわが国の死亡数は出生数を上回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来した。同じ課題に直面したフランス、アメリカ、スウェーデンなどの先進事例も参考にしながら、出生率の向上、人口減少が経済社会に与える影響を最小限に食い止める対策、仕事と子育ての両立支援など、総合的に対策を講じていく必要がある。

わが国では子供を持つ家庭における子育て費用は年々増加しており、経済的制約から子供を持つことを躊躇することがないよう環境整備が必要である。そのため、給付面では例えば児童手当について、支給額の増額、支給期間の延長、所得制限の緩和を行うとともに、税制面では義務教育終了までの児童を対象に、「児童税額控除」(仮称)を創設し、子供の数に応じた税負担の軽減を図るべきである。

##### ②所得控除の見直し

経済社会の変化に照らして個人所得課税のあるべき姿を公平・中立・簡素という観点から絶えず検討していくことは必要である。しかし税が社会構造に与える影響には大きなものがある。日本的雇用慣行のゆらぎ、家族のあり方の変化など、政府税調がこれまで指摘してきた経済社会の諸変化が、わが国にとって望ましい変化なのか否かを国民が自ら慎重に見極める必要がある。少なくとも税制が世論に先行して経済社会のあり方を規定してしまうことのないよう注意が必要である。また個人所得税の諸控除の見直しは税収中立の視点から行うべきである。

個人所得税の諸控除の見直しにあたっては次の諸点を要望する。

- イ. 全就業者の8割を占める給与所得者に関わる給与所得控除の見直しは、現下の経済情勢では、とりわけ消費や景気へ及ぼす影響が大きく慎重な議論が必要である。
- ロ. 退職所得控除は、人材の流動化が進んでいる現状に鑑み、勤続20年で控除額が大きく変化する現行制度を改め、勤続年数の長短に拘わらず退職所得の一定割合を控除する仕組みにするべきである。

ハ．配偶者控除は、配偶者の家事労働による貢献度、共稼ぎ世帯や事業所得者とのバランスを考慮して、扶養控除から独立して創設された経緯があり、そもそも配偶者の最低生活費部分を除外するための控除であるので、現行制度のまま存続すべきである。

## （２）会社法施行に伴う税制措置の整備

今年５月に会社法が施行されたが、それに先立つ平成 18 年度税制改正により会社法施行に伴う税制の見直しが行われた。平成 19 年度税制改正においては下記の２点について要望する。

なお、会社法施行に伴う税制の見直しをする際は、会社法の理念に沿った見直しが行われるよう、また現実の企業活動に混乱が生じることがないように経過措置も検討されるべきである。

### ①合併対価の柔軟化に伴う税制措置

会社法のうち、合併対価の柔軟化に係る部分は平成 19 年５月に施行される。これにより従来以上に多様な組織再編が可能になるが、新たな組織再編の形態が税制適格となるような税制措置を講じるべきである。

### ②合同会社（日本版ＬＬＣ）への構成員課税

会社法により新たな法人形態として合同会社（日本版ＬＬＣ）が創設された。これに関し、構成員課税の導入により、ＬＬＣが飛躍的に普及したという米国の先例がある一方で、仮にわが国でそれを導入すれば「法人に対しては法人課税」というこれまでの税法上の原則に反することになり、他の事業体への課税のあり方へ問題が波及していく可能性がある。構成員課税の導入の是非については慎重な検討が必要である。

## （３）税法上の親族概念の見直し

当該企業が同族会社に該当するかどうかの判定や、取引相場のない株式を評価する際の同族株主の判定等、現行の税法上、様々な場面で親族という概念が用いられ、その判定結果により、法人税法においては留保金課税をはじめとする特別規定の適用、自社株評価においては適用される評価方法を左右するなど、税法上の取扱いが大きく異なることになる。

現行税法上、親族の範囲は、民法に定める親族の範囲に倣い、配偶者、６親等内の血族及び３親等内の姻族としているが、従来よりも血縁関係が希薄化している現在、この範囲はあまりにも広く、実際の判定も困難である。そこで税法上の親族概念を民法上のそれとは切り離し、例えば直系血族及び３親等内の傍系血族・姻族とするなど、親族概念を見直す必要がある。

## （４）企業年金・退職金制度に係る税制の見直し

今後、わが国の公的年金制度のスリム化が予想されるなか、企業年金・退職金の役割はますます重要になると考えられる。

平成 13 年に施行された確定拠出型年金制度は、加入者数が 200 万人に達する勢いであり、施行後 5 年の見直し時期を迎え、更なる制度改善が求められている。また特別法人税は、平成 20 年度末まで凍結されているが、そもそも年金運用時に課税される点で「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金課税の原則に反しており、その存在自体を疑問視する声が強い。さらに中小企業での導入例が多い適格退職年金制度は平成 24 年度末に廃止されるが、その周知徹底を図るとともに移行先として多様な選択肢を整備する必要がある。

以上のことから、以下の 3 点について要望する。

- イ. 確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引上げ、中途引出し要件の一層の緩和、マッチング拠出の容認等を行うこと。
- ロ. 特別法人税は、平成 20 年度末を待たずに、直ちに廃止すべき。
- ハ. 適格退職年金の廃止に伴う移行先の 1 つとして特定退職金共済が受け皿となるよう要件や手続きを明確化するなど法的整備を急ぐこと。

## （５）印紙税の税率見直し及び廃止

近年、インターネット等を利用した契約や商取引が急速に普及しているが、その一方で、当事者が契約に係る文書を作成・交付する従来型の取引形態も依然として存在している。前者の場合、印紙税の課税物件である文書が存在しないことから同税は不要であるが、後者は従来通り印紙税の対象となり、電子媒体の利用度合いの差が印紙税の課税上の不公平をもたらしている。

また、そもそも印紙税は、各種の経済取引に対し文書を課税対象として課税しているため、一取引について、契約書、領収書、約束手形など二重三重に発生することから大きな負担となっている。さらに消費税との二重課税であるという指摘もある。

以上のことから印紙税について、非課税となる契約金額の大幅な引き上げ、税率の累進度の緩和などの見直しを図るとともに、順次廃止すべきである。

## （６）納税環境の整備

### ①納税者番号制度の早期導入

納税者番号制度は、個人の所得の補足状況を改善することで課税に対する不公平感を是正し、税務行政の情報化を推進して行政効率を向上させる。さらに税制全体で見ると、個人所得課税の水平的公平性の向上に貢献するものであり、今後、増大する国民負担を、消費課税に偏ることなく、各自の担税力に応じて公平に分担することを可能にし、バランスの取れた税制を構築することにもつながる。

今後、導入コスト、セキュリティの確保、プライバシーの保護に充分配慮しつつ、抜本的税制改正を行う際の重要な検討課題の一つと位置づけ、納税者番号制度の早期導入に向け、具体的な検討を進めるべきである。

## ②電子申告・納税制度の普及促進

納税者の事務負担の軽減や徴収コストの削減のためには電子申告・納税の普及は欠かせない。国税については既に e-Tax が全国的に稼動し、地方税については eLTax が各都道府県、市町村へと段階的に導入されているが、その利用実績は依然として低調である。納税者の立場にたった制度やシステムの改善、安全性の向上、あるいは利用者への税制上のインセンティブ付与等を通じて制度普及への取り組みを一層強化すべきである。

## ③地方税に係る税務行政の効率化

三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、今後、地方自治体が税務行政において果たす役割は大きくなるものと予想される。しかし既に地方税の滞納に苦慮している地方自治体は多く、国税と異なり地方税の徴収については専門官が養成されておらず、様々な非効率が存在しているとの指摘もある。

また、納税者の立場から見ると、特に複数の都道府県や市町村にまたがって事業所を展開している企業にとって、地方税の納税事務に係るコストが大きな負担になっており、その軽減に向けた各地方自治体の取り組みが望まれるところである。

このようなことから、今後、地方税の徴収率の向上や徴収事務の効率化・高度化、そして納税協力費用の抑制に向け、全国的に各地方自治体は下記の取り組みを強化すべきである。

- イ. 個人情報の保護等に十分配慮したうえで、徴収事務の民間への業務委託を進めること。
- ロ. 自治体の収納窓口、銀行・郵便局での直接納付・口座振替に加えて、コンビニエンスストアでの収納、クレジットカードによる収納、電子収納など収納方法を拡大すること。
- ハ. 都道府県及び市町村の賦課徴収事務の一元化を進めること。
- ニ. このような取り組みを通じて税務職員の削減に取り組むこと。

以 上

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 平成18年度第12号<br>平成18年9月14日<br>第573回常議員会決議 |
|-----------------------------------------|